

第487回川越市農業委員会総会議事録 (公開用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 4 8 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年6月27日
- 2 開催場所 川越市北公民館（会議室1号・2号）
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副 主 幹	宮本 晃宏		
主 査	岩崎 達矢		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年6月27日 第487回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 永堀 知巳

.....

委員 大野 美智明

.....

委員 高橋 庄一郎

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 5 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書につ

いては、合計 1 件、1 筆、1 3 m²である。農地法第 5 条第 1

項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 1

件、2 3 筆、7, 9 3 0. 6 6 m²である。農地改良届について

は、合計 3 件、4 筆、1, 8 4 5. 3 0 m²である。相続税の納

税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、

合計 5 件、3 5 筆、4 9, 8 9 2 m²である。相続税の納税猶

予に関する適格者証明書については、合計 2 件、4 筆、4,

0 2 8 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継

続証明書については、合計 4 件、3 9 筆、2 2, 2 1 3 m²で

ある。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合

計 1 1 件、8 1 筆、5 5, 4 9 1. 8 9 m²である。詳細につい

ては報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数2件、筆数2筆、面積4,204㎡について申出があった。このうち賃借権設定が1件、所有権移転が1件である。契約期間は、令和6年7月15日から設定されるものである。

整理番号1番は、1筆、1,600㎡で、約10年の賃借権設定の申出である。借受人は現在75歳で、農業従事日数は、年間200日、約85アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約600mである。

整理番号2番は、1筆、2,604㎡で所有権移転の申出である。譲受人は、現在28歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族と共に約407アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約800mである。

以上のことから、整理番号1番と2番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番につい

ては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数6件、筆数11筆、面積3,451.73㎡についての申請があった。

整理番号1番は、耕作の便宜上のための所有権移転で、4筆、97.30㎡の申請である。譲受人は、現在60歳で、農業従事日数は年間150日以上、約63アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、耕作の環境を整えたいとの理由により申請されたものである。なお、許可を受けようとする土地の隣が譲受人の耕作地である。

整理番号2番は、経営拡張のための所有権移転で、2筆、1,745㎡の申請である。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は年間150日以上、約43アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.1kmである。

整理番号3番は、経営拡張のための所有権移転で、1筆、

270 m²の申請である。譲受人は、現在68歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約197アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.2 kmである。

整理番号4番と5番は、同一世帯からの申請のためまとめて説明する。整理番号4番は、1筆、2.43 m²、5番は、1筆、11 m²で、耕作の便宜上のための所有権移転の申請である。譲受人は、それぞれ現在28歳、56歳で、農業従事日数は、2人とも年間150日以上、家族と共に約407アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、耕作の環境を整えたいとの理由により申請されたものである。なお、いずれも許可を受けようとする土地の隣が譲受人の耕作地である。

整理番号6番は、経営拡張のための所有権移転で、2筆、1,326 m²の申請である。譲受人は現在75歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約11アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約800 mである。

以上のことより、整理番号1番から6番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号２番について、調査報告する。６月１６日に、農地利用最適化推進委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。農地取得目的は、経営拡張のための申請である。譲受人は、現在７５歳で、農業従事日数は、年間１５０日である。約４３アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画しています。また、トラクター１台、コンバイン１台、トラック１台、乾燥機、籾摺り機などを所有しており、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号２番について、意見報告する。６月１６日に、農業委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告の通りである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号６番について、調査報告する。６月２０日に、農地最適化推進委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。農地取得目的は、経営拡張のための申請である。譲受人は、現在７５歳で、農業従事日数は、年間

150日である。約11アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画している。また、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、農業用自動車などを所有しており、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、意見報告する。6月20日に、農業委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。また、申請地には水利がないため、井戸を掘る予定である。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積257㎡についての申請があった。

整理番号1番については、貸駐車場に使用のため、1筆、257㎡の申請である。申請地の近隣には駐車場利用計画者の営業所がある。駐車場利用計画者は昭和43年に株式会社を設立し、自動車販売を主な業務としている。既存駐車場が契約満了になり更新しない旨を土地所有者から伝えられたことから、新たな駐車場を探していることを申請人に相談したところ、申請人が駐車場を造成後、駐車場利用計画者に貸し付けするとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号1番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当と

することとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 4 号議案は、件数 17 件、筆数 28 筆、面積 5,264.01 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、事業用地敷地拡張（資材置場）のための賃借権設定で、1 筆、190 m²の申請である。譲受人は平成 21 年に株式会社を設立し、不動産業、建築業を主な業務としている。申請地の隣地に事務所と資材置場があるものの、事業拡大に伴い資材置場が不足していることから、新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、賃借にて借り受け、既存敷地と合わせて資材置場（合計敷地面積 1,924.74 m²）として使用するとの申請である。

農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透させる計画である。

整理番号 2 番については、住宅新築のための使用賃借権設定で、3 筆、431 m²の申請である。譲受人は借家にて暮ら

している。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、258㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、252㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水につ

いては、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、事業用地敷地拡張（駐車場）のための所有権移転で、1筆、202㎡の申請である。譲受人は平成13年に有限会社を設立し、金物や建築工具の販売を主な業務としている。申請地の隣地に店舗があるものの、お客様用の駐車場が不足していることから、新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、既存敷地と合わせて駐車場（合計敷地面積1,023㎡）として使用するとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透させる計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、202㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしておられる。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸

透枘を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、212㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、249.48㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、478㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、

売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、258㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、250㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 2 番については、住宅新築のための所有権移転で、4 筆、3 1 7 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 3 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1 筆、3 9 8 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 4 番については、住宅新築のための所有権移転で、2 筆、4 7 5 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地

区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号15番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、430.53㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号16番については、資材置場敷地拡張のための所有権移転で、1筆、330㎡の申請である。譲受人は昭和50年8月に有限会社を設立し、外構工事を主な業務としている。事業拡大に伴い、資材置場が不足していることから、新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、既存敷地と合わせて資材置場（合計敷地面積966㎡）として使用するとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透させる計画である。

整理番号17番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、331㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らし

ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から17番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことにより、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から17番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第487回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年7月4日

議 長 渋谷 武

委 員 永堀 知巳

委 員 大野 美智明

委 員 高橋 庄一郎